

令和 2 年

社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 5 日

田 上 町 議 会

令和2年第5回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和2年9月15日 午前8時58分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|-------------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 農業委員会
事務局 局長補佐 | 宮嶋 敏明 |
| 町民課長 | 田中 國明 | 教育委員会
事務局 局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 傍聴人
新潟日報社 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について
- 議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|-----|-----|
| 3款 | 民生費 |
| 4款 | 衛生費 |
| 10款 | 教育費 |

- 議案第 46 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 議案第 47 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 請願第 1 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

午前8時58分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。定刻前ではありますけれども、皆さんおそろいでありますので、開会をしたいと思います。

本日当委員会に付託されました案件は、4件と請願審査、そして午後からは全員協議会が予定をされております。当委員会の付託案件審査、大きなメインは新型コロナウイルス対策に関する補正予算審議というふうになってくるかと思っておりますので、委員の皆さんの闊達なご議論をお願いしたいというふうに思います。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。今年も大変な猛暑が続いておりましたけれども、一昨日のあの雨が秋の空気を運んできたのかなと、昨日今日とちょっと秋らしいといえますか、涼しさを感じておるところです。いずれにしましても、これから今度本格的に台風の季節を迎えますので、気持ちをしっかりと引き締めていかなければならないなど、こう思っております。

今委員長のほうからお話がありました。今日は社会文教常任委員会ということで、付託議案が4件上がっております。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げます。簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

新潟日报社、そして三條新聞社から傍聴の申出が出ておりましたので、許可をしております。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について、議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳出の内、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第46号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第47号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてとなっております。

資料の配付が先ほどなされておりますので、資料につきましては各議案審議の際に担当課より確認をいただきたいと思っておりますので、そのような形でお願いしたいというふうに思います。

あわせて、昨日総務産経常任委員会の付託案件審査で審議をされておりました議

案第43号、議案第44号についての資料を、社会文教常任委員の皆さんにも配付をさせていただきたいということで、ラックのほうに置かせていただいておりますので、お帰りの際にご確認願えればと思います。

それでは、これより議事に入ります。議案第42号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。それでは、私のほうから議案第42号について説明をさせていただきます。議案書29ページのほうを御覧いただきたいと思います。議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定につきましては、町長から初日の提案理由でご説明がありましたように、令和3年3月に開館を予定しております、地域学習センターの運営に必要な事項について制定するものであり、併せて田上町原ヶ崎交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止、田上町使用料条例の一部改正を附則のほうで行うものであります。

内容について説明をいたします。議案書の30ページのほうから御覧いただきたいと思います。こちらに田上町地域学習センター条例がございますが、こちらの内容につきましては8月11日の特別委員会のほうで説明し、皆様方からご意見をいただいた内容について、内容を一部修正した形で提案するものであります。

それでは、第1条から参りたいと思いますが、第1条については設置の目的を規定しておりまして、地方自治法第244条第1項に定める公の施設といたしまして、町民の教育と文化の発展、こちらが図書館機能になりますけれども、に寄与するとともに、まちづくりの拠点として地域資源等を活用した多様な活動、こちらのほうが特産品開発、体験学習などを支援することを目的に設置するものであります。

第2条は名称と位置について、第3条については教育委員会が管理すること、また必要な職員を置くことを規定しております。

第4条についてでございますが、こちらが特別委員会でご意見をいただきました。町の責務がうたわれていないということで、そちらのほうを第4条のほうに、教育委員会は地域学習センターの利用の促進に努めなければならないという条文を規定いたしたいということで、追加をさせていただいたものであります。

続いて、第5条、こちらについては施設の概要について規定しております。

第6条第1項の部分でございますが、こちら使用許可について規定をしておりまして、研修ルームまたは調理実習室を占用して使用する者は許可を受けなければならないと規定しております。こちら地域交流会館等建設調査特別委員会のところでは占用してという表現が入っておりませんでしたので、こちらのほうに占用してと

いう表現を追加をさせていただいたものであります。

第2項は許可条件、それから第3項は施設の開放について規定をしているところであります。

第4項のほうでは、こちらのほうも地域交流会館等建設調査特別委員会で許可しない場合の条件が分かりにくいというようなご意見をいただきましたので、表現のほうを修正したものでございます。こちらのほう、お配りしました資料ナンバー2ということで御覧いただきますと、修正前と修正後ということで出ているものがありますので、そちらのほうを参考にさせていただきたいと思っております。

あと、第7条については使用の取消しについて、第8条については、使用料については田上町利用料条例に定める使用料ということで規定をしているところでございます。

第9条については権利譲渡の禁止、第10条については行為の制限について、第11条については原状回復の義務について、第12条は損害賠償について、第13条は委任について、それぞれ規定をしているものであります。

附則の1で、条例の施行日は規則で定める日とさせていただくということでお願いをしたいと思います。

附則の2については、田上町原ヶ崎交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について規定をしているところでございます。

附則の3につきましては、田上町使用料条例の一部改正について規定しまして、議案書の32ページのところでありますように、原ヶ崎交流センターの使用料という部分を地域学習センターの使用料ということで改めるものでありまして、使用料につきましては研修ルーム1、2、3及び調理実習室ということで、使用料については1時間当たり200円といたしたいものであります。

条例に関しては以上で説明を終わりたいと思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 地域学習センターのこの利用料のところなのですけれども、これは町民が使うということでこの料金を設定していると思うのですが、町外の方が貸してほしいという場合はどのような設定になっておりましたでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちら町外の場合は、使用料規定全体が町外の利用者の場合倍額というふうになっておりましたが、広域連携の関係で協定を結んでい

る市町村については、田上町と同額という扱いとなっております。

1 番（小野澤健一君） 私からちょっと質問します。第6条の地域学習センターの研修ルームまたは調理実習室を占有して使用する、この占有というのはどういう意味なのか、例えばちょこちょこっと借りるのは許可は要らないと、こういうことなのでしょう。こちら辺占有の定義というか、それお聞かせいただきたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 占有という表現につきましては、1部屋何時から何時まで貸してくださいということで、利用申請があった場合のもので考えております。通常使用申請がない状態でのときには、例えば学習室、学習コーナー等で第3項のところでありますように、使用申請がない場合は管理上特に支障がないと認めるときは施設を開放することができるということで、学習スペースとしての活用も視野に入れております。

（例として調理室をの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、補佐のほうからお答えします。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 教育委員会の諸橋です。私のほうからご説明をさせていただきます。

この占有してというのは、その部屋を独占して使用するということになります。なので、1人でも、その部屋にほかの人が誰も入らないようにということで使用する場合は、使用申請が必要になるという形です。ただ、開放時点は誰でも入っているよという状態になりますので、そういう形の使用の場合は特に使用申請は必要ないという形になります。

調理室については、誰でも利用しているよというわけにはいきませんので、常に鍵がかかった状態で管理すると思いますので、そのときは基本的には貸出しの方だけに貸し出すと、申込みがあった人のために貸し出すという形になろうかと思いません。

以上です。

1 番（小野澤健一君） そうすると、調理室は実質鍵がかかっているのです、勝手に入れないと。開放するといったって、火使うという、そういう前提の中で鍵かけるということなんでしょうか。占有という言葉、占有とか専有とかいろいろあるのだろうけれども、何か意味、例えば調理実習室を借りたいという人が1人いたら、それは占有になる。2人いたらどうなる、3人いたらどうなるという形です。1人でその空間を全部支配というか、使える権利を持っていることを占有というのであれば、2人、3人いたときは占有ではないので、どうなのだという話。2人、3人、例え

ば私とかなんとか3人ぐらいが、ではそこを調理実習室使いたいよと、お願いします、どうぞという場合は、これは占有ではないということなのですね。そういう場合は教育委員会の許可を受けなくてもいいよと、こういうことで理解していいですか。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君）　そこで調理の関係でほかに誰か入ってもらいたくないというような形の利用の場合、それは占有という形になります。例えばお茶を入れるのでということではちょっと借りるだとか、そういう利用は大丈夫という形になろうかと思いますが。

1番（小野澤健一君）　そういう意味ではなくて、今言ったように2人、3人がその部屋を利用すると。占有ではないわけですよ、そうすると。それを2人、3人がそこを使う、いわゆる違う人たちが。同じグループではなくて違う人たちが3人そこを使うということになると、占有ではないので、教育委員会の許可は要らないよと、こういう理解でいいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君）　基本的に調理実習室については、先ほども補佐申しあげましたように開放とするものではなく、常に鍵をかけて管理をしておくということで、使いたい方が申請をして使っていただくという形で利用のほうをしていきたいと考えておりますので、2人、3人が開放しているときのような状態で入るとことは原則ない部屋になろうかと思っておりますので、ご理解のほうお願いできますでしょうか。

1番（小野澤健一君）　いや、そうではない。鍵を開けて3人が例えば調理の実習をしていたと。そこに例えば私が行って、入ろうと。鍵開いているわけです。そのときというのは自由に入れる。そういう問題が出てくるのです、いわゆる常時鍵をかけているという言い方になる場合は。

いいですか、もう一回言う。3人の人たちが教育委員会に使用申請を上げた。どうぞと鍵を開けて、教育委員会の人たちがその3人を調理実習室に入れた。そこはもう鍵が開放されている状態だ。いろんな人が入れるわけだ。例えばガス台が何台あるか分からないけれども、余裕があった場合ちょこちょこ行って、そこで例えば軽い料理の何か研究したとかということは可能になるわけですよ、こういう場合。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君）　例えばですが、食推がその場所を申し込んで使用申請をしたとする場合、例えば5人ぐらいで来たとします。全く見ず知らずの人が入ってきて、料理で使わせてくれと言っても、食推が借りている時間なので、

お金を払っている時間ですので、そこは権利は食推にあると思います。食推がいいよと言えば貸してくれると思いますが、基本的に部外者が入って、一緒に調理するというのはあまりないのではないかなというふうに思うのですが。食推の関係者であれば、入ることは可能だと思うのですけれども。食推が借りて、要は団体使用という形です。交流会館も全てそうなのですけれども、例えば1つの会が部屋を借りたとなったら、その会が今使っている状態で、そこに誰が入るかというのは、その会の人たちがオーケーすればいいと思うのですけれども、基本はそこに使用申請が要るとか要らないとかという形ではなくて、あくまでももうその時間帯はその会がもう使用していますということで、予約は受け付けないという形になろうかと思うのですけれども。

以上です。

- 1 番（小野澤健一君） 今のケースは、例えば教育委員会に許可を受けなければいけないということだから、例えばそういう形でその部屋をあなたたちに貸しますよと言えば、それは当然ほかの人は入られないわけですよ。だって、貸しているわけだから。そうではないケース、例えばその調理室の半分しか要らないのだというような形で半分、外部者が入ることを拒まない、そういう団体が例えば予約をして、許可を得て、そういう実習をやっていたということになると、さっきも言ったように出入りは自由なわけですよ。申請はするけれども、そこでいう教育委員会の許可、あなたは入ってはいけないよということは言えないのではないですか。要は部屋を丸々借りる、占用するというか、専有するというか、そうではない人たちの場合はいろんなグループが混在するわけですよ。分かりますか。分からない。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 小野澤委員の言われます占用云々、調理実習室に限った形で話をさせていただけば、使用申請があって、初めて許可を出して、そこは鍵を開けて使ってもらいますということで、そのほか、そこはもう開放ではないスペースになりますので、その利用団体にお貸しをするスペースという扱いで、開放のスペースではないということで、ほかの人がそこ入れてくれと言っても基本的には入れないスペースになろうかと思えますし、この開放という部分で特に規定しているのが研修ルームの1、2、3について学習スペースとの活用の関係で開放という形を表記をさせていただいた部分あるのですけれども、調理実習室については、これ一般的な開放という部分には当てはまらないスペースになろうかと思えます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今小野澤委員が言っているのは、占用して使用

するということに疑義があるというわけだよね。占用しないケースもあるのではないかということだよね。だから、これを改善する方法は、第6条は地域学習センターの研修ルームまたは調理実習室を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないというふうにすればすっきりするわけ。これ基本的には地域学習センターの研修ルームまたは調理実習室を使用したい人は許可を受けるのだよと、これは原則許可を受けるのだよということになるではないか、占用するかどうかではなくて。そして、次のところで、2項目、言わばただし書的にこういう条件をつけたわけではないか。つまり同じ許可を受けなければ駄目なのだけれども、例えば3項で言えば、教育委員会は管理上支障がないと認めるときは施設を開放することができるというふうに、それとは真逆のことを言ったわけでしょう。開放とは無料で使えるという意味で受け取っていい。それ真逆のことを言っているわけだから、1番の第6条に占用ということに疑義がある委員がいるなら、そこを占用をカットすると、基本的にはちゃんと許可をもらって使用料を払うのですよということを決めてしまえばいいわけではないか。そして、ただしということで2項、3項、4項にそういう事項を入れていけば、条例としてはすっきりするし、誤解をされにくくなるのではないかと今議論の中で感じたのです。それでいかがでしょう。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君）　今回占用してという言葉を入れたいきさつなのですけれども、前回の交流会館等建設調査特別委員会で、使用する者は教育委員会の許可を受けなければならないという形になっていたのです。そうすると、開放した、高校生が来て、開放時点で部屋を使ったら、それは許可が要るのか、紛らわしいではないかというようなご意見がありまして、その中で、そういうのはどんどん使ってもらいたいのだという意味を込めて、その部屋を独占して使用する場合はという条件をつけて、これ記載させてもらったのです。より分かりやすくするために、この占用という言葉を入れております。基本的に開放している場合は無料で誰でも使えるようになる。ただ、その場合は一部分でも占用して使いたいという場合は、使用申請が必要になるという形の考え方で運用したいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君）　全協のときにそういう話があったということがあるのだけれども、今私が提起をした占用というものをカットして、使用しようとする者は、つまり使おうという意思のある者は基本的には全部許可を下さいねと、これを規定していると。そして、ここの2項、3項、4項があるのだけれども、例えば3項のときに、管理上支障がなければそれは開放しますよと、つまりその管理人の判断で全部利用できるというふうになるわけですから、全く矛盾が起こらな

いような気がするのです。でも、占用を入れるべきだと言ったのは私だけだろうか。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） たしか高橋委員の意見を反映したと私は心得ております。やはり使用という言葉がどうしても紛らわしくなってしまう、小野澤委員が言われたように。それで、明確にしようというのが今回の占用という言葉を入れたつもりです。使用するためには、開放時点でも使用は使用だと、それとの違いを明確にするのが今回占用して使用する者と、ちょっと言い回しがあれなのですけれども、という形で入れさせていただきました。これ分かりやすくしたつもりですので、ご理解いただきたいと思えます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 基本的に調理実習室に関しては許可制という形になるということですね。常時開放するというものではなく、基本的には利用申請があり、それをもって利用の許可をする。それ以外の使用は基本的には認めない。認めていくような運営ではないということになるのだろうかというふうに思えます。ただ、研修ルームに関しては、利用の申請がない場合は町の皆さんや利用者のほうに開放して、自由に使えるような運営をしていきたいということを知りやすく明記をしたということになるのだというふうに思えますけれども、小野澤委員、どうでしょうか……

（さっき納得しましたの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ご理解いただけましたでしょうか。

ということで、では次、ほかのご質疑ある方。

2番（品田政敏君） 今に関連しますけれど、例えば調理室、これの許可ということになると、たまたま今日やろうという話になって、今日伺ったと、空いているかねという、いわゆる許可申請、すぐその場所でできるのかできないのか。許可のやり方。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） そちらについては多分規則のほうでうたっていく形になるかと思うのですけれども、極力使ってもらう方向で処理できるような形の制度にしたいなと思っております。ただ、今便宜上教育委員会の許可が必要ということで、手続上は教育委員会に行って申請書を書いてという形になる、事前に本当は使用料もいただくみたいな形なのですけれども、その辺は運用の中で、できれば……すみません、たしか交流会館は3日前とか期限を決めさせていただいて、それでうちのほうの判断をさせていただいたという形で、多分今日来て今日使うというのはイレギュラーな対応になると思うので、それは運用の中で判断をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

2番（品田政敏君） 運用という言葉がどういうふうに使われるかというのはあれなのですが、ここに準じて、最低3日前ですか、それに準ずるというのですか、運用という言葉ということになると何でもというわけには私は思っていませんけれども。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 大変分かりづらい表現で申し訳なかったです。規則でちゃんと定めて、そのとおりの申請をしていただいで、利用していただくという形にさせていただきたいなと思います。

以上です。

6番（中野和美君） もう一つお願いします。

営利目的または宣伝を目的とした場合倍額というふうにあるのですが、今後この地域学習センターを使ってイベントなども行われるような企画も出てくると思うのですが、今の保健センターのように、あれは福祉まつりでしょうか、調理室を使って喫茶コーナーみたいのをやったりとかという、そういうイベントに使う場合は営利目的等になってしまうのでしょうか。今の保健センターの場合だとどんなような形を、利用料にとってはどういうふうな形を取っているのか、その辺教えていただきたいのですが。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 営利目的か否かの判断がどのようになっていくのかというご質問だと思いますので、その辺りの説明もいただけるといいのかなと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 保健センターでございませ福祉まつりということで、毎年行われております。あそこ喫茶コーナーということでやっているのは確かでございます。福祉まつりにつきましては、あれは営利目的とかではなく、町民福祉のためにいろいろとイベントであったりということでやっている分でございますので、それを営利目的というところで判断はしておりませんので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 営利か営利ではないかという判断なのですが、一度私も営利という言葉を手引で調べた、全部は覚えていないのですが、そういう営利を目的とした団体が継続的に行う活動を営利目的だということなのです。なので、たまたまそのときにかかるコストを料金としていただくというのは、それ一概に営利活動とは呼べないと。なので、その辺は曖昧になるのですが、その団体が株式会社何々で、自分の造っている会社の製品を売るという活動であれば、それは営利目的になりますし、逆に全く違う、株式会社何々がライオンズクラ

ブのボランティアで何かをするということになると、それは営利目的ではないかなという形になるのですが、ちょっと難しいのですけれども、そういう判断で今判断をしております。

以上です。

6番（中野和美君） ということは、地域学習センターもそのような、福祉センターのそういうイベントなんかの場合に限り、そういう喫茶コーナーみたいのは可能だということですので了解でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 可能だと思います。ただ、営利目的なら倍にならないという状態になります。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第42号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第45号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。保健福祉課、3款から説明をいたします。皆様お手元にお配りしてありますけれども、保健福祉課資料ナンバー1、これが一般会計補正予算（第7号）のうち3款、4款22節償還利子及び割引料という資料が1つ行っているかと思えます。それから資料ナンバー2ということで、ロタウイルスワクチンの定期接種化という資料、保健福祉課としてはこの2つ資料を用意しておりますので、それをご用意いただきながら、これを一緒に説明をしていきたいと思えますので、ご準備いただけますようお願いを申し上げます。

それでは、議案書の44ページ、お開きください。中ほど、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。8万6,000円を追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧いただきたいのですけれども、社会福祉総務事業ということで報酬7万円、旅費、費用弁償1万6,000円とあります。これにつきましては、令和2年7月31日をもちまして民生委員1名が一身上の都合により退任されました。それに伴いまして、後任を選任するために推薦会を開催する必要があるということで、その経費を計上したものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。233万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄でございます。老人福祉事業、22節償還金利子及び割引料でございます。まず、介護保険事業県補助金返還金の9,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1、御覧ください。資料ナンバー1のナンバー1、一

番上の1番というナンバーがついております。9,000円の追加をお願いするものでございます。これは社会福祉法人等における利用者負担額軽減制度ということで、補助法人の減、あと対象人員の減ということで今回追加補正、返還をするものでございます。

続きまして、議案書に戻ります。老人医療費助成事業県補助金返還金2万2,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1のナンバーの2でございます。老人医療費助成事業県補助金返還金、これ件数の減ということで、40件見込みでしたけれども、実績としては23件ということで、2万2,000円の追加返還を要するものでございます。

続きまして、議案書でございます。敬老事業、18節負担金補助及び交付金、敬老事業助成金ということで236万4,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、令和2年度におきまして新型コロナウイルス感染症対策として、地区敬老会を開催しない地区が20地区ございます。地区としては21地区あるのですけれども、20地区が今回開催しないということで連絡を受けております。これによりまして、残りの1地区が実施予定としているところから、その1地区を除いて減額を行うものでございます。

続きまして、その下、3目でございます。障害者福祉費1,429万3,000円を追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。障害者福祉事業ということで、償還金利子及び割引料でございます。

45ページ、御覧ください。まず、国庫負担金返還金、県負担金返還金、県補助金返還金ということでございます。これにつきましては、資料ナンバー1の3、4、5を御覧ください。返還金でございます。まず、3番目、障害者医療費国庫負担金の件数の減ということで、見込み、実績ということで出ております。45件の減でございます。

4番、ナンバー4ということで、県負担金返還金、これは障害者医療費県費負担金、件数の減ということで13件の減でございます。この障害者医療費というのが主に更生医療、人工透析が主なものでございます。その件数の減により返還が生じるというものでございます。

ナンバー1の資料の5番目、県補助金返還金、これにつきましては重度心身障害者医療費の1件当たりの医療費の減ということでございます。件数につきましては154件ほど伸びているのですけれども、1件当たりの医療費といたしまして減となっております。394円減となっております。これが要因として返還が生じるというもの

でございます。

議案書に移ります。45ページの説明欄、障害者自立支援事業ということで19節扶助費、障害児給付費1,200万円を追加するものでございます。これにつきましては、放課後等のデイサービスの事業所が令和元年6月に五泉市にできまして、その利用者及び利用日数が増えたということが増でございます。当初では、13人利用で月利用日数は100日程度見込んでおりました。直近でいいますと18人利用、月利用日数が180日程度利用しているということで、1,200万円増ということでお願いをするものでございます。

その下の4目母子父子福祉費でございます。90万4,000円を追加するものでございます。説明欄でございますが、ひとり親家庭等の医療費助成事業ということで、22節償還金利子及び割引料、補助金返還金ということで90万4,000円をお願いするものでございます。これは、資料ナンバー1の左側のナンバー6を御覧ください。これはひとり親医療費の関係でございますが、見込み件数の減ということで、795件減ということになってございます。これにより返還が生じるというものでございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、2項児童福祉費、2目児童運営費の関係でございますが、20万円の追加をお願いするものです。内容につきましては説明欄のほうをお願いしたいと思います。幼稚園運営事業ということで、10節需用費、修繕料ということで20万円お願いするものでありますが、施設修繕費について今後、10年経過しているということで、あちこち修繕が必要な箇所が増えてきているということで、今後不足が見込まれることから増額をお願いするものであります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 続きまして、その下、3目でございます。児童手当費でございます。43万8,000円を追加お願いするものでございます。説明欄でございますが、児童手当事業ということで、22節償還金利子及び割引料ということで、児童手当の分の国と県の返還ということでございます。これは、資料ナンバー1の左側の7番目、8番目、御覧ください。国につきましては35万6,000円の返還、県につきましては8万2,000円の返還でございます。これは、3歳から中学校被用者分の精算による減ということで、延べなのですけれども、1万1,572人当初見ておりました。実績といたしましては1万1,524人ということで、48名減ということで返還が生じるため、今回追加をお願いするものでございます。

続きまして、46ページをお開きください。4款に移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。5万円を追加お願いするものでございます。説明欄右側を御覧ください。養育医療費助成事業ということでございます。

これも事業費確定によります返還でございますけれども、これ資料ナンバーの1の裏面になります。裏面の9番、10番を御覧ください。これにつきましては国、県の方でございますけれども、対象者1名減ということで、国につきましては3万3,000円、これ円単位に表示しておりますけれども3万3,000円、県分としては1万7,000円ということで、対象者1名減ということで返還が生じるため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。159万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、予防接種事業、12節の委託料、個別接種委託料で74万2,000円を追加をお願いするものでございます。これにつきましては、保健福祉課資料の資料ナンバー2を御覧ください。ご用意いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。これは予防接種、個別接種ということで、今回ロタウイルスワクチンの定期接種化というものがございまして、説明いろいろ書いております。ロタウイルスによる胃腸炎、ロタウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎であると。乳幼児、0歳から6歳にかかりやすい病気でありまして、このロタウイルスというのが感染力が強く、ごく僅かなウイルスが体内に入るだけで感染してしまうというものでございます。一生のうちに何度も感染するウイルスでありますけれども、初めてロタウイルスに感染したときは特に重症化しやすいと。まれに脳や腎臓に影響を及ぼすこともあり、注意が必要なものでございます。このようなことから小児における感染予防のため、予防接種法施行例等が令和2年1月17日に公布されまして、令和2年10月1日から定期予防接種として実施するということになりました。定期接種の対象者といたしましては、令和2年8月1日以降に生まれた方でございます。ワクチンにつきましては、2種類ございます。ロタリックスというワクチンにつきましては出生の6週ゼロ日、42日ですけれども、から24週のゼロ日、168日までの間に27日以上の間隔を空けて2回経口接種と。ロタテックというものがありまして、これは出生6週ゼロ日、42日から32週ゼロ日、224日までの間にそれぞれ27日以上の間隔を空けて3回経口接種ということになります。経口接種というのは、飲むワクチンということでございます。費用につきましては、定期接種の対象者は無料で接種することができるということでございます。ちなみに、定期接種前の自己負担額ということであります。ロタリックスにつきましては2回接種ということになります。1回当たり約1万5,000円。ロタテックというのは3回接種、1回当たり約1万円という費用がかかります。この定期接種化による財源措置ということで、9割を普通交付税で措置をされるということでございます。今回の予算計上74万

2,000円になっておりますが、単価の高いほう、ロタリックスというものを予算計上しております。25人、今後見込みとして25名掛ける2回、単価として1万4,828円。そうすると、74万2,000円ということで予算を計上して、追加をお願いするものでございます。医療機関によってどのワクチンを使っているか分かりませんので、この2種類があります。どのワクチンを使うかは医療機関によって分からないという部分がありますので、法定接種化によりまして今回74万2,000円を追加をお願いするものでございます。

続きまして、22節、その下になります。議案書になります。償還金利子及び割引料、ワクチン接種緊急促進事業補助金返還金85万円でございます。これは、令和元年から令和3年間の事業でございます。風疹の特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対しまして抗体検査を行うものであります。令和元年度につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性567人を対象として、この風疹に対する対策ということで実施をいたしました。これも事業費確定による返還でございますが、資料ナンバーの1でございます。11番、一番下を御覧ください。ワクチン接種緊急促進事業補助金返還金ということでございます。抗体検査の受診者数が見込みよりも少なかったことによる減ということで、見込みとして567人見ておりました。実績といたしまして121人抗体検査を行ったということで、見込みよりも446名減ということで、今回返還ということで追加をお願いするものでございます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。6目新型コロナウイルス対策費の関係につきましては、それぞれの課またがるのですけれども、私のほうで一括して説明をさせていただきたいと思っております。この内容につきましては、既に9月1日の全員協議会でも議員のほうからもいろいろご意見をいただいた中で、再度町で提案をさせていただいて、お話をさせておおむね了解をいただいたということで、内容的なものについてはその際に説明した内容とほとんど変わっておりませんので、お願いをいたします。

それでは、今回4款衛生費、1項6目新型コロナウイルス対策費ということで、9,282万1,000円の追加をお願いするものでございます。

では、説明欄順番に説明をさせていただきます。新型コロナウイルス対策総務事業ということで、こちらにつきましてはまず時間外、今後不足が見込まれるということで補正をお願いするものでございます。10節需用費224万6,000円、こちらにつきましては主に避難所用の用品ということで、避難所でウイルス等の関係でそうい

う感染が疑われた人を隔離するような必要がある場合に、折り畳み用のベッドですか簡易トイレ、そういった部分について今回予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして、中小規模企業対策事業6,017万4,000円でございます。主なものにつきまして、47ページ、プレミアム付き商品券運営事業補助金ということで、3,000円で6,000円ということでのプレミアムの商品券を全世帯に配布をしていきたいということで、これに係る経費ということで商工会のほうに事業をお願いして、補助金を支出していきたいといった内容でございますし、46ページから需用費、役務費関係についてはそれらに係る経費でございます。

それから、交通事業者支援金160万円ですが、貸切りバスあるいはタクシー、代行車に対する支援をしていきたいということでございます。

交通利用応援事業負担金でございます。こちらにつきましても、広報紙等でそういう利用を促すと同時に、あとは広報的な部分を実施していきたいということでございます。

それから、農業経営継続支援金でございます。こちらにつきましても、9月1日に新たに提案をさせていただきました。町内の水稻農家を対象に、新型コロナウイルスの関係で米価の下落分を支援していきたいという内容でございます。それから、指定管理者支援金455万円でございます。これは、指定管理者に対する今回の新型コロナウイルスの関係で、指定管理料の10%相当分を支援をしていきたいという内容でございます。

次の教育対策事業でございます。こちらにつきましても、今回の新型コロナウイルスの関係で、国のほうから感染症対策ということで補助金等が来ております。児童クラブ、それから各学校等で必要になる備品等を購入する内容でございますし、修学旅行のキャンセル料ということで、中学生が修学旅行がキャンセルになったということで、この部分のキャンセル料を補助していきたいといった内容でございます。

次の幼稚園対策事業、こちらにつきましても先ほど同様に国からの補助金が出ておりますので、今回新型コロナウイルス対策に関するということで備品を購入していきたいといった内容でございます。

それから、地区敬老会開催中止に伴う祝いの品配布経費補助事業ということで、先ほど3款のほうで通常の敬老会のほうを中止をするということで、今回敬老祝金の補助ということで1人当たり500円ということでこれを補助していきたいといった

内容でございます。

めくっていただきまして、48ページ、固定資産税相当額助成金事業1,514万6,000円でございます。こちらにつきましても、今回の新型コロナウイルスの関係で影響があった事業所等に対しまして、固定資産税の2分の1相当を補助していきたいといった内容でございます。

田上の赤ちゃん特別定額給付金501万3,000円でございます。こちらにつきましては、今回の定額給付金の対象にならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までの出生された方に対して、同額の10万円を給付をしていきたいといった内容でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業10万円でございますが、こちらにつきましては、ルーテル幼稚園に対するこの感染症の関係での補助金を交付していきたいと。それからひとり親世帯臨時特別給付金ですが、こちらは県の事業なのですけれども、事務的な関係で市町村で事務をいろいろな対応をしていただきたいといったことから、これらの経費については県から同額ということで、補助金として入ってまいります。

それから、49ページ、A I 体温検知顔認証端末機購入ということで、今回小中学校の3校、それから指定管理ということで湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘、道の駅というところに、そういう施設に設置をしていきたいといった内容でございます。

それから、庁舎等LAN整備事業99万1,000円ですが、今回の新型コロナウイルスの関係でオンラインでの会議あるいは今後そういう部分が想定されますので、これらを今回庁舎等をはじめ整備をしていきたいといった内容でございます。

最後に、雇用対策ということで、今回前倒しでございますけれども、臨時職員を募集していきながら、産業振興課なり先ほどのプレミアム付き商品券の関係の事務的な部分もやっていただければなということで、これらに関係する経費を今回計上させていただいているところでございます。

説明以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続いて、50ページになります。一番下のほうになります。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費で42万3,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうで、教育振興費その他事業、需用費、消耗品ということで42万3,000円となります。こちらですが、スクールバス用の普通タイヤ3台分を購入するため追加補正をお願いするものでございます。普通タイヤにつ

いては来年度、令和3年度で交換する予定でしたが、想定より摩耗が早く、安全性を確保するために早急な交換が必要となりました。今年度冬用タイヤ4台分の既決予算を計上しておりましたので、その予算で急遽対応させていただいたため、冬用タイヤ購入に不足する金額をお願いするものでございます。

続いて、5目保健体育費、3目体育施設費、51ページのほうになりますが、そちらのほうで34万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。体育施設その他事業ということで34万8,000円、需用費、修繕料となります。こちら町民体育館の競技場の照明ランプが10か所ほど切れており、これ以上点灯できない場所が増えますと施設の利用に支障が出るため、修繕をしたいものであります。また、体育館屋根のけらばという場所が一部剥がれているため、これ以上の拡大や落下防止のため修繕をしたいものであります。

以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 45ページの障害児の給付費のところなのですけれども、今五泉市の放課後デイサービスに18人利用で月180日分ということは、1人当たり10日、月に利用できているということなのですけれども、放課後デイサービス月に10日だと、その子によっては足りないのではないかなと、結構制限されているのではないかなと思っています。利用する子によっては、ほぼ平日毎日だったり利用したい子もいるはずなので、あと五泉市ということで、必ず山越えをしなければいけないということ、これからの冬場、行き来に送迎してくれるのか、家族が送迎しているのか、その辺の交通面等が心配なのですけれども、今後田上町に、この人数ですと五泉市まで通うには制限もあったり大変だと思うのですが、田上町に放課後デイサービスできるような可能性はありますでしょうか。そんな話がありますでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 私説明悪くて申し訳ありません。今直近で18人利用ということになっておりますが、五泉市にできた事業所につきましては10人利用していると。ほかに放課後デイサービスは三条市であったり加茂市であったりとかございますが、五泉市の新しい施設につきましては、今10人利用しているという状況でございます。この五泉市の施設につきましては、3月議会の補正予算でもお話をさせていただいたのですけれども、五泉市の事業所から月ヶ岡特別支援学校とか小中学校に夕方迎えに行ってくれると。それで、迎えに行ってくれて、五泉市の事業所に

行って、帰りはご自宅まで送迎をしてくれるということで利用者が増えているという部分でございます。ですので、親御さんにとってみれば送迎もしてくれると、夕方だけですけれども、そういうことで親御さんにとってみれば非常にいい、使いやすさという意味ではいいというところでございますし、これ制限されているということは全くございません。使える部分については親御さん、利用される方も十分使っているということで、制限されているということでは全くありません。

それから、田上町に放課後デイサービスというような話でございますけれども、町にそういうのができるという話は今のところございません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 新型コロナウイルス対策のことで伺っておきたいと思います。確認したいのだけれども、今回農業者の経営持続支給ということで、町は田上町の水田をベースとした複合経営に対する支援をしようということなのですが、この水田面積が551.25ヘクタールになっているのだけれども、これは根拠はどこにあるのか。米の作付面積を指しているのでしょうか。それとも、もし水田全面積だと800ヘクタール以上あるわけなのだけれども、ここのところ確認したいので、お願いします。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） ただいま高橋委員からの質問でございますが、確かに水田台帳の耕作面積上では八百何十ヘクタールという数字があるのですが、町のほうで再生協議会を通じた中で作付配分という形で転作を、生産調整を加味した水田作付面積に対して助成というか支援していくというものを、データベースでいくと551.25ヘクタールという面積に対して支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ということは、全面積のうちの減反面積を除くという考え方で、実際に米の作付面積に対してだけなのだよという捉え方でよろしいでしょうか。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） 町としても生産調整という部分で配分目安なりという部分で、再生協議会を通じた中で配分しておりますので、おっしゃるとおり、転作をした中で水田を作付できる面積だけの配分に対して支援していくということです。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今回はこのような形の支援なのですが、私は捉え方に関して今回の捉え方は減反しているかどうかとか、減反面積とか、そういうことではなくて、農業者の経営持続支援事業として捉えているわけです。そうする

と、町の捉え方としては今回提案している捉え方は、田上町の農業が水稻をベースとした複合経営なのだという捉え方をされているわけですね。だとすると、そこをどこでベースを見るかといえば、一般的に言えば水田面積全体を捉えて、これに対してどういう支援をするかということ捉えるのが本来の捉え方でないかなと思って、この前の全協のときは気がつかなかったのですが、今回改めて議案書を見て感じたのです。つまり農業者の経営全体を見ていけば、減反面積がどうかではなくて、田上町の言わば総面積。ただし、果樹とかそういう人たちもベースとしては稲作をベースにしているわけですから、米を作っているかどうかではなくて、そのベースは水田の全面積を対象として物を考えていくというのが本来の姿ではないかなと思っているのです。もちろん今提案されていることに反論、反対とか、そういう考え方ではないのです。やっぱりこれ自体が積極的な町としての提案でありますから、評価しておきたいのだけれども、今後の田上町農業というか、農業者を支援するというこのときには、視点をもう少し変えるべきではないかというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） その辺、私ども事務局としてもどうしようかという部分で、確かに疑義が生じた部分であります。今回新型コロナウイルスという部分でもありますので、広く拾ってやるという部分で確かに言われるとおりなのですが、町としましても、転作がなくなったと言いつつ水田作付面積の配分をしているという部分もありますし、米価下落という部分の根拠を基に支援していくという部分で、過剰米につながっているような人たちに対して今回支援するのもどうかという話もありまして、今回は水田の町が配分したものをベースにしたものに対して、面積に対して支援していくというような考えであります。

以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） あなたは過剰米という表現使いましたが、約3割強の方々は減反を実際行っているわけです。それ自体が極めて米よりも安い、いわゆる主食用米よりも安い価格で販売しているわけですから、そこを過剰米という捉え方ではなくて、町の農業者をどう支援するかという捉え方にあるべきなのではないかというふうに私は思うのです。一定の批判はしますけれども、今回のを否定するという意味ではないのです。つまり町の農業者を捉える、農民を捉える、ここを支援するというときに、減反面積がどうのこうのではなくて、全体としての総体、理想的に言えば畑作や果樹園も含めた総体面積ということではありますが、しかし私も提起したように、田上町の農業の特徴は水田をベースにして、つまり水田という

ことは米作っているという捉え方をあなたしているけれども、水田の3割強、4割近いのが米以外作っているのです。私の水田面積というのは登録上の水田面積を指しています。その中で3割、4割もの減反を行っているわけですから、そういう減反をしているかどうかということよりも、全体として捉えていくという捉え方が、より支援策をつくるときに必要なことだと思います。なぜそこに私が今言をしているかということ、減反している人を支援するとか、減反していない人を支援しないとかという、そういうくくりではないわけです。今回ののはあくまでも新型コロナウイルス対策上でどうかというときに、たまたま物の捉え方が米価引き下がっているところで捉えたわけですから、そういう視点で見れば、水田面積全体を対象としてどうするかという視点が必要ではないかというふうに考えているのです。ぜひ、またこういうことが起こり得るので、改めて検討していただいて、どう捉えるかという点は、もう少し論理性を深めていただきたいということを強く求めておきたいと思いますが、いかがですか。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） 分かりました。ここを水田の作付に実績に応じて支払いをするのかという部分で疑義が、どうしようかという部分が実際考えて、この制度をつくるときに当たって迷ったところもあるのですが、町として目安なり配分をしているという部分もありますので、それに協力してくれた人に対してという部分も含めて支援していくというふうには考えております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） つまり私の意見には同意しないということだよ。いい、今回のを言っているのではないだよ。今回ので言えば、私は反対となるわけだけれども、私はそう捉えていないわけ。狭い範囲だけれども、農業者への支援として評価するよと。しかし本来見るべきところは減反しているかどうかで評価すべきではないよと言っているわけ。減反奨励を進めて、日本の米の需給関係を調整するためにやるならあなたのおっしゃっているのは正しいと思うのです。だけれども、今回ののは新型コロナウイルスによる様々な悪影響の中で、田上町の農業者を支援するという点での町の考え方なわけでしょう。そうすると、減反しているかどうかではないわけでしょう。実際減反されている人は恐らくほとんどだと思うけれども、米よりもはるかに少ない収入でしょう。多くなっている人は幾らもないわけだよ。そうすると、当然のことながら水田の、水田というのはあくまでも水田がベースだからって言っているのですが、そういう全体の中で物を捉えるということが必要ではないかということ指摘しているのです。これに対して反対だったら、大いにこの議論をして、もっと詰めていかなければならないけれども、それは

次回のときの議論のベースをそうすべきではないかねと言っている話なのです。いかがですか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 産業振興課の近藤です。今ほどの議論の部分、高橋委員のご指摘の部分、ごもつともだなというふうに感じます。実はこの制度をつくる前段で各市町村の状況等も把握したのですが、なかなかこういった支援策はなかったです、正直なところ。そういった中でこういう制度をいかにしてつくるべきかというところで、今回やはり米価の下落という部分、そこに着目をさせてもらって制度設計をしています。ただ、おっしゃるとおり水田面積の中に、当然畑作として今約4割別なものを作っていらっしゃる方が大勢いらっしゃるのです、この辺の部分、また次回このような施策あるのか、またどのようなことがあるかは別としても、やはり次やるときには、もう少し幅広でいろいろ考えた中で皆さんの支援につながるように考えたいと思いますので、今のご意見のほうは非常に参考になりますので、ありがとうございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ぜひそういう視点で、もう少し幅広く農業支援。だから、不十分だなと思うけれども評価しているのは、田上町が国の農業支援策とは別に田上町の農業支援を今回新型コロナウイルス対策で取ったというのを私は非常に高く評価している。その上で、視点がいまいちではないかなという話をしているので、ご理解いただきたいと思います。

次に、教育委員会に伺いたいのですが、これも全協のときにお話しさせてもらったのですが、学校で次亜塩素酸水生成器を購入するという話で、私もちょっと気になったのだけれども、あれは人体にはまだ評価されていないというデータが出ています。あくまでも物に対しては評価が出ているよと、物、消毒ね。この点で、例えば小学校の子どもたちが誤って手で使ったり、誤って口に入れたりという、そういう危険性はないのかなと、そういうのを非常に心配したのです。もしそういう危険性があるとすれば、今回の提案は次亜塩素酸水生成器でありますけれども、むしろアルコールでしっかりと消毒するほうがより安全ではないかと思ったもので、念のために伺っておきたいということで、お願いします。

教育長（安中長市君） 次亜塩素酸水についてはいろいろな意見があります。あまりこの新型コロナウイルスには効かないのではないかと、たくさん使えば有効であるとか、まだ一定の効果というのは決まっていません。今学校で考えているのは、この間も説明したように物に対する、例えば机の上とか、椅子とか、ちょっとしたドアとか、そういうところの消毒に使います。子どもたちは、基本的には石けんで手

を洗ったり、消毒液を使って手を洗っています。

以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それをやるのは学校の先生がやるのではなくて、子どもたちにやらせるのではないですか、机とかそういうものを。全部学校の先生や用務員の方がやっていただけるのですか。それで、子どもが接しないというのなら、そうかと安心するのだけれども、結局子どもにやらせてしまうのではないかと、そこが気になったのです。その点いかがですか。

教育長（安中長市君） 基本的にはこの液を使って物を消毒しているのは、私は学校の先生と思っているのですが、確認します。ただ、これを例えば子どもたちが手で、これで洗っても、体に対する大きな影響はないと思っています。それを噴霧して、どンドン、どンドン体の中に入れていけば別ですけれども。もう一度確認をして、安全な方向で対応したいと思っています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 要は私もそういう完璧な知識を持っていなくて、一応ネット上での、あれはたしか厚生労働省の資料ではないかなと思っていますのですが、そこは定かでないのですけれども、明らかにパッケージに丸がついているのは、物に対してはついています。人については結果が出ていないというのが出たものですから、それでもしかして、大人が使ったり大人が拭くならいいけれども、結果的には子どもたちに拭きなさいとなるのではないかと、それでちょっと心配になったものですから、確認兼ねて質疑をしたので、実際この議案書は買うことになっていますので、子どもが扱う場合はくれぐれも注意をして、いっぱい吸わなければいいのだとかいうことではなくて、皮膚についたままにしておかないようにとか、そういうことはきちんと指導した上でやるということを奨励してというふうに感じたので、ぜひやってもらいたい。事務局長、情報分かったら言って。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 次亜塩素酸水ということで、今回導入する予定の器械につきましては、手洗いも可能な微酸性電解水というものが出てくるということで、こちら福祉施設であるとか、そういったところでの消毒にも利用されておりますし、食品工場であるとか、そういったところでも使用されているものということで、安全性に関しては委員ご心配のようなことは、恐らくないのかなということで確認はしております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私が調べた中身がどうも実際に使っているのと、丸がなかったものだから不安になったのですが、実際にもう既に食品関係にも使われているということで、安全性はきちっと担保されているよと理解してよろしいで

しょうかね。分かりました。

社会文教常任委員長（今井幸代君）　ここで、質疑の途中ではありますが、暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時15分　休　憩

午前10時29分　再　開

社会文教常任委員長（今井幸代君）　10時半再開と申し上げましたが、皆さんおそろいであるので、再開したいというふうに思います。

それでは、ほかにご質疑ある方、ご発言願います。

私から何点かよろしいでしょうか。まず、4款衛生費になるのですけれども、未熟児養育費、医療費と国庫負担金返還金3万3,000円、そんなに大きな金額では全くないのですけれども、今こういった新型コロナウイルスの状況もあって、出産をされる妊婦さんたち、健診もお一人で行かなければいけない、出産等の立会いも家族はできない、そして入院中のお見舞い等も家族は全くできないというような形で、1人で出産を乗り切らなければいけないような状況が色濃くなってきています。妊産婦の孤立化というのは以前からも言われてはいるのですが、そういった環境が非常に孤立化しやすい環境に、さらに新型コロナウイルスの影響でなっているのかなと思うのですが、そういった側面を受けて、現在保健福祉課のほうで助産師の新生児の訪問ですとか、そういった部分のフォローがさらに手厚くしていく、ケアをしっかりとしていく必要があると思うのですけれども、現状どういった形でそういった部分をケアしておられるのかというのを少し教えていただきたいのと。あと10月1日からロタウイルスの定期接種が始まっていくのですが、ロタウイルスの新生児といいましょうか、0歳児の重症化率というのがどの程度あるのかというのを参考程度に教えていただきたいなというふうに思います。

あわせて、この風疹のワクチンに関してなののですけれども、非常に実績値が低いという背景に、対象者はいるけれども、家族で妊娠をしている方がいるとか、そういった方がいないとなかなか当事者意識が生まれず、対象者に幾ら接種勧奨してもなかなか抗体検査のほうに進まないというような実態があるというふうに思っています。予算のときにも申し上げたのですけれども、医療機関と連携をして、その対象者、対象世代の方が医療機関にかかった場合には、そういった抗体検査の周知ですとか接種の勧奨を医療機関と連携をして進めていくべきではないかというふうなことも申し上げていたのですけれども、その辺りの対応が今現在どのようになさ

れておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） まず、1点目でございます。今委員長言われるとおりに、新型コロナウイルスの関係で1人で出産、立会いもできないと、そういうような状況はどこの病院でもあるというところで、非常に心細いというようなこともいろいろとマスクミ等でも聞いているところがございます。そういう方につきましては、そういう方につきましてはというか、妊婦さん、そういう心で不安という部分がございますので、例えば電話でフォローしてみたりとか、健診の際にいろいろとお話を聞きながら、そういう不安を和らげたいというような形で今行っているという状況でございます。

ロタウイルスの重症率につきましては、資料がございませんので、今お答えすることができませんので、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

あと風疹につきましては、令和元年度から令和3年度までの事業ということで、今回非常に低かったという部分でございます。勸奨については今回行ってはおりませんでしたがけれども、令和2年度から、要は令和元年度で対象になった方も令和2年度は、要は全体、3年間でかかる、大体1,300人ぐらいいらっしゃるのですが、全体で受けてもいいということに国の方針になりました。そういう中で、令和2年度になりましてから、受ける方が増えてきております。確かに家族内でそういう、例えば特に女性の方妊娠すると非常に障害のある子どもが生まれたりというような話です。女性の方の風疹は、妊娠を希望される方の風疹はございますが、家族内でそういう方がいないと、なかなか受けようというふうな気持ちにならないかと思えます。私今年該当になったので、今年受けましたけれども、そういう意味で今後、今は増えておりますので、こういうような周知も勸奨等今後もしていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 特段未熟児に関しては、非常に未熟児ベビーのお母さん方のつながりというのも個人で持っておられる方もおられるとは思いますが、けれども、特に田上町は基本的に対象者が非常に少ないということもありますから、例えば近隣の自治体と連携をして、そういったお母さん方の情報交換の場であったりとか、保健師の皆さん方も非常によくそういった妊産婦のケアをしてくださっているというふうに思っておりますけれども、意識的にこういった新型コロナウイルスの状況で孤立化をしやすいという環境を踏まえて、丁寧な事業を引き続き実施をしていただきたいなというふうに思います。

風疹に関しては、今のご答弁だと基本的にはあまり大きな現状の変化はないよう

な形で受けています。そうではなくて、これはもう対象者の方にはしっかりと抗体検査を受けていただいて、抗体持たない方はしっかりとワクチンを接種していただく、これは妊産婦やこれから生まれる赤ちゃんの命を守ることになりますから、その危機感はしっかり持って、ただ単に今までの周知だけではなくて、一步踏み込んでいくべきだというふうに私自身は思いますので、その辺り担当課で再度しっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、新型コロナウイルス関係になるのですが、前回の全協で様々な点で問題点等を指摘されていた部分もあるかと思うのですが、特にプレミアム付き商品券、今後実際に商工会に運営を依頼していくわけですが、冊数の枚数が多かったり少なかったりというような、1冊当たりの枚数の不備の指摘をしていたと思います。そういった部分の対応をどういうふうにしていくのか、その辺り商工会と検討がなされたのであれば、こういった形で展開をしていくのかということをもう少し聞かせていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） これから予定している一つ大きい事業になりますけれども、商品券の関係です。具体的な部分、まだ話、協議は入っていないところなのですけれども、せんだってのお話いただいた部分、冊数の枚数部分に相違があると。非常に大きな部分だというふうに私個人捉えておりますので、この辺の部分、改めて印刷会社も含めて、こういった対応が一番いいのかというのをまた話のほうはしていきたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、前回の全協から特に前に進んだというような議論はまだされていないということでしょうか。分かりました。

あと最後に、雇用対策で事務補助員ということで、説明の中では産業振興課のこのプレミアム付き商品券等のサポートをというふうにおっしゃられていたのですけれども、前回の全協でも指摘をさせていただいたのですが、本当にこの産業振興課のマンパワー不足は非常に顕著な状態になっているというふうに私自身も捉えています。そういった中で、実際本当に事務補助員を言わば何も分からない、初めて役場の仕事をお手伝いをするという方が入って、本当に組織としてうまくマネジメントが機能していくのかということに非常に大きな不安感を持っています。実際に見ず知らずの人が入って、一から説明をしていくほうが非常に大変といいましようか。であるならば、例えばですけれども、少し余力のある課から職員を引っ張って行って、その課に事務補助員をつけるとか、そういった方法もあるかなとも思うのですけれども、この事務補助員というのは基本的には産業振興課に入れていくという

考え方に変わりはないのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 当初このプレミアム付き商品券、全戸配布する中では産業振興課だけでは難しいだろうということで、住基の絡みもありますから町民課と総務課なりで協力して、少しでも産業振興の負担を和らげてはどうかということで考えてはいました。ただ、全協の中でも町長も話をしておりました新型コロナウイルスの関係で、少しでも事務補助員を雇えるようであれば早めの対応をとということです、例えば本当に簡易な、私たち職員もやれるのですけれども、封筒詰めとか、そういう部分はまずやれるものはそういう形でやっていただこうかなと。それで、総務課なり町民課で協力できるものは協力していこうと。最終的には、確かに今井委員長がおっしゃるように余力があるところは正直言うとないものですから、本当に事務的な部分で、確かに言われるように来たからすぐできるかというのはなかなか難しいかもしれませんが、それぞれの課の中でも事務的に教えてやってもらう、例えば伝票を打つとか、そういう部分は少しずつそういうふうな方で、何とか対応していくような方策を取らなければ、今の状態でほかの課から職員を異動させるとか、そういうことができませんので、そういう形の対応を取りあえずさせてもらって、あとは業務的な部分で総務課なりほかの課で協力できるのは協力はしていこうかなというふうには考えています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。私自身定時過ぎて役場に残っていて役場全体を見ていたりすると、結構早く皆さんお帰りになっていらっしゃる課もあつたりするので、少し産業振興課の業務状況を見ると、そういった調整もできる部分があるのではないかなんていうふうにも思っていたので意見をさせていただきましたが、ぜひ総務課、町民課がしっかりと連携をして協力をしていくということです、庁内の業務分担といいましようか、しっかりとしていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私は新型コロナウイルスの対策に関連して伺っておきたいのですが、今回の補正そのものには出していないのだけれども、実は田上町は65歳以上の住民に対しては、インフルエンザの予防接種に対して一定の負担で助成をしているのですが、これに関して保健福祉課に聞きたいのだけれども、これは国のバックアップがどのくらいあるのか明らかにしてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） インフルエンザの予防接種、65歳以上ということで、今個人負担1,650円でございます、あとの60から64歳につきまして、心臓とか腎臓と

か、そういう障害の手帳を持っている方も対象になっているということになっております。国のバックアップということでありまして、これA疾病、B疾病ということで2分されております。インフルエンザにつきましてはB疾病という分類に入りますので、国からは普通交付税3割程度の算入ということになっております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 最近厚労省が盛んに、新型コロナウイルスに関してですが、冬のインフルエンザの流行期に入ると。そのことによって、インフルエンザなのか、実際に新型コロナウイルス感染症なのかの医療機関で非常に判断が難しいということを厚労省も言っていますよね。それで、県にも地方にもインフルエンザの予防接種を積極的に勧めなさいということは言っているが、どうも私が見ていても、おまえ口ばかり言わないで金出せやと思って見ているのだが、どうもお金のほうが私のネット上では見ることはできないのだけれども、町はつかんでいますか。国は一定のバックアップするからやりなさいという、あるいは100%国が面倒見るからやりなさいというような通知か何か、県を通じて来ているのでしょうか、どうでしょう。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 国から100%面倒見るとかというのはありません。あくまでも法定接種ということでB疾病ということで分類されておりますので、3割普通交付税措置ということで、それだけしかございません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 現段階ではそこしかないということね。町長、今日の三條新聞によれば、県へ行ってウイルス対策についての助成金も出してくれということも含めて要求してきたようですが、私はこれを全町民に広げていくことは極めて大きな意義があると思うのです。しかし、何でもかんでも町村の負担でやれというのは、これもなかなか大変なので、ぜひここを拡大していくために本気になって国や県に要請することが、非常に大事な時期に来ているような気がするのです。今言わば第2波が収まったとは言えないのだけれども、少し落ち着いている。でも、本来のウイルスの性格からすれば、寒くて湿度が低い、こういうところで活発に動くと言われていたのですが、こういう時期、第3波が訪れる前に、田上町がせっかく65歳以上、もう一定の補助金出しているわけですから、住民に対して、これをもう少し広げていくという、そういう策を検討する時期に来ているのではないかと。今回実際には9月議会では出されていませんけれども、正面から構えていく必要があるのではないかとということを提起しておきたいと思いますので、ぜひ検討してもらいたいと。

町長（佐野恒雄君） 今高橋委員から話があったインフルエンザ、常に委員がインフル

エンザと新型コロナウイルスとの見分けがつかない、そういう対策としてインフルエンザのワクチンをとにかく積極的に接種を勧めると、こういう前から言われておられるわけですがけれども、今お話がございました。今日のNHKのニュースにも出ていましたし、新潟日報の新聞にも出ておりました。町村会として緊急要望という形で昨日実には行ってまいりました。ちょうど議会中ということもありましたので、小林会長を含めて4人しか出席できなかったのですが、要するにこの時期を迎えて、インフルエンザと新型コロナウイルスとの混乱が起きないようにするためにも、ぜひインフルエンザのワクチンの接種、これの積極的な接種をぜひ検討してほしいというふうなことで、ワクチンの県としての確保、これが大事な形になってくるのだらうと思うのですが、新聞にも出ておりました。昨日県のお話では県民の約6割、140万人分のワクチンが確保できる見込みというふうなお話でありました。町としても今65歳以上の方を対象にしているわけですが、これを町民全員がワクチンが希望する接種ができるような形で昨日意見求められましたし、お話を要請をさせていただきました。知事も町村会のこの要望に対しては、非常に同じような理解を持っているというふうなことで、大変力強い回答もいただきました。そういうことで、お金のことばかりではなくて、そうしたワクチンの確保ということについてもご回答いただいて帰ってきたところです。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君）　ぜひ町長、それを強力に進めてもらいたいということを付け加えておくと同時に、田上町が65歳以上のインフルエンザワクチンに対して一定の支援をしていますが、どうも実際の利用率がそんなに高くないように感じているのです。数字は覚えていませんので言えませんけれども、こういった利用を高めてもらうということも、大いにあらゆる手段でアピールしていくということが必要だと思いますので、ぜひそこら辺も強めてもらいたいということを1点。

それから、第2点は、総務課が担当だと思っただけけれども、ウェブによるアンケート、あるいは用紙によるアンケート等を行っているのだけれども、これは今日の午後の全協で中間報告なり、あるいは結果報告なりができる状態にあるのかどうかをお知らせ願いたいのです。

総務課長（鈴木和弘君）　まだ集計中だということで、細かいところ聞いてきませんでしたので、この午後は厳しいかなと思いますけれども、その内容は10月には臨時議会をお願いしてという話をさせていただいていますので、どこかの時期を見て当然話はさせていただきたいと思いますが、私も確認はしていませんでしたので、今日の午後は厳しいのかなと思いますが、そこまで確認しませんでした。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） まず、確認してほしいことと。何でウェブでやったかという、簡単だということだし、当然集計も簡単になるということがありますので、決して最終的でなくていいですから、中間的に例えば3割でも4割でも結構ですので、そういう情報を早く出して、政策立案の糧にしていくこと非常に大事だと思います。そういう点、全部結果が出て、臨時議会に近づいた段階で出すのではなくて、早めに出して、それぞれお互いに議論し合えるような条件を一日も早くつくっていただきたいということを求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今ほど高橋委員から、雇用に対するウェブアンケートだというふうに思います。中間報告というふうな話がありましたけれども、恐らくウェブのものは集計はすぐ、グーグルフォームを活用しているとおっしゃっていたので、回答というところを押せば、恐らく既にもうウェブ上のものは回答の集計は印刷するだけだというふうに思いますので、もしその部分だけでも中間報告として、参考資料として全協のほうで配付をしていただけたらいいのではないかなというふうにと思いますが、ご準備いただけませんかでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 申し訳ないです。確認してきませんでしたから、どこまでできるか分かりませんので、もし今言われる部分で出せるようであれば準備はさせてもらいたいと思います。そこまで確認してきませんで、すみません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） グーグルフォームを活用していると伺っておりますので、そこはできるはずだというふうに思います。私も利用したことがあります。回答を押せば、集計したものが出ますので、提出いただけるものではないかなと思います。確認してください。よろしくお願いします。

ほかにご質疑ある方いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第45号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第46号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の52ページをお願いしたいと思います。議案第46号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ13億3,383万円といたす内容であります。

その内容につきましては、議会の初日に町長の提案理由にございましたように、今回の補正の内容といたしましては、現在任意予防接種となっております季節性イ

ンフルエンザ及びおたふく風邪の自己負担金の一部助成に国保の一保険者として取り組みたいという内容でございまして、医療費の抑制あるいは疾病の発症、それから重症化の防止に寄与するために、それぞれ補助金を追加させていただくという内容でございます。

それでは、議案書57ページをお願いしたいと思います。歳入の関係でございしますが、6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金から今回110万円をお願いしたいということでありまして、基金が幸いにして2億5,000万円ほどありますので、その財源を活用し、この事業に当たっていきたいという内容でございまして。

それでは、歳出のほう入りますので、58ページのほうをお願いしたいと思います。説明欄のほうをお願いします。健康づくり推進事業費ということで、18節負担金補助及び交付金の分でございまして、インフルエンザの予防接種補助金として105万円。それからおたふく風邪予防接種補助として5万円、合わせて110万円をお願いするものでございまして、インフルエンザの予防接種の関係ですが、0歳、6か月から12歳までの子ども、2回これを受けることになるわけですけれども、これについては78人を想定しておるところでございまして。それから、13歳から64歳まで、これ今国保の被保険者で1,067名いらっしゃいます。先ほど高橋委員の質疑の中でもありましたが、65歳以上の高齢者の接種率というものが約50%程度ということでお聞きしております。これ平成30年度の実績のようでありまして、それで算定いたしまして、その部分については接種率50%を想定していると。

それから、おたふく風邪になります。1歳から就学前までということで、これについては26人の想定ということございまして、それぞれ1回当たり1,500円の助成をしてまいりたいという内容でございまして。1,500円の考え方ですが、近隣の加茂市と合わせたものでございまして。

それから、助成の方法につきましては償還払いということで、接種をしていただいて、その領収書をお持ちいただいて、それぞれの口座にお返しをさせて、助成していくという内容でございまして。

それで、先般7月31日に開催されました社会文教常任委員会の中で、委員長よりインフルエンザに伴う重症化率はどの程度かという質疑がなされておりましたので、その関係につきまして、若干説明のほうをさせていただきたいと思っております。季節性インフルエンザに伴います重症化につきましては、明確な定義がなされていないというのが実情のようでありまして。それで、インフルエンザに罹患しまして医療機関

を受診し、入院に至った人数ということで計算をさせていただきますと、過去3年間の平均で約0.16%ということでございました。それで、医療機関の受診者数がその3年間で約1,132万人、入院者数がその間1万8,072人ということでございまして、インフルエンザが主要な要因と推定されるまた死亡者数なのですが、これ厚生労働省の推計では年間1万人と言われているというところでございます、そうしますと死亡率は約0.1%という状況のようであります。また、法定の予防接種とは異なりまして、完全に発症を防ぐことはできないとされておりますが、一つの指標といたしまして発病有効率というものがあるようであります。それはどういうものかといいますと、接種した人と接種しなかった人で比較した場合に、接種した人のほうが小児で約60%、それから65歳未満の健常者では70%から90%のリスクを下げることが可能であるというような、このような研究報告もなされているというのが現状のインフルエンザに関する様々な文献から報告がなされているという状況があるということでありまして、それで、そのような効果もある程度あるということから、国民健康保険としましても、一保険者としまして発症予防ですとか、あるいは重症化予防に一定の効果があること。それから家庭内での感染を防止しまして罹患率の減少による医療費の抑制、ここにつきましては、今回110万円かけるわけですが、医療費の削減にはその半分の50万円程度は見込んでおるところでありますけれども、そういったような部分、それからまた国保の被保険者につきましては、被用者保険加入者と比較した場合に所得の低い世帯が大半を占めているという状況でありまして、田上町でいいますと新潟県の国保の加入者の平均の所得から見ますと10万円ちょっと少ないというような現実もございまして、それから、子育て世帯をはじめとした各世帯の負担軽減、併せて新型コロナウイルスとの重複感染についても懸念をされていることから、国保としての保健事業のさらなる充実も含めまして、0歳から64歳の方を対象とした、国保の被保険者を対象としました予防接種助成事業を実施させていただきたいというようなことで考えているところでありまして、よろしくお願いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今の説明は、あくまでも予防という、そういう考え方に立った説明です。そのこと自体を否定するものではありません。私は、これは0歳からになるわけですが、同時にこの効果は新型コロナウイルスの感染症

と、もう一つはインフルエンザが広がったときの区別がつかなくて、医療機関自体が大混乱を起こすということはもう想像に難くないのです。私の場合で、例えば私の経験では、旅行中にインフルエンザにかかった。病院へ行った。そうしたら、インフルエンザというのは、自分はインフルエンザかどうか分からないわけですから、ちょちょんと鼻を見れば、鼻のところに綿棒を挿して、5分もしたらインフルエンザですねと。それで、すぐ投薬をする。ホテルで休む。これが今までの通例です。ところが、今回の場合は、発熱あるということになると、多分医療機関は直ちに受診しないと思うのです。それぐらい新型コロナウイルスとの関係が、判断が難しいということになりはしないかということ非常に心配している。そして、実はインフルエンザだったのだけれども、そのことによって重症化というか、重くなっていく、あるいは死亡するというケースはあり得るのではないかと。県央地域の中でその体制をしっかりと持っているかということ、残念ながらないのです。本当にもうひどいぐらいないのです。それやっぱり政治の力です。したがって、私は田上町の国保の範囲は狭いけれども、こういった取組をするのは単に予防だけではなくて、こうした新型コロナウイルスが蔓延するだろうという予測される、厚生労働省も出している中で、こういうことを取り上げたことは積極的な意義があるというふうに捉えるべきではないかというふうに思うのです。

そこで、質問なのですが、この予算は65歳以上の人たちの受診率が50%だから、国保も50%と見ましたいうことを否定はしないけれども、もっと保健福祉課も町民課もこの接種率を、奨励をしていくと、中には予防接種そのものを嫌うという人もいます。確かにそういうのはあるのだけれども、今回の意義は単なる予防的効果だけではなくて、こうした新型コロナウイルスが蔓延するという状況の中で、極めて有効な手段としてなのだということを、町民の皆さんに大いにそれぞれの各課の立場で住民に宣伝をしていただいて、この接種率を上げてもらおうと、これはもちろん強制するわけではないので、大いにこの意義を語ってもらおうということを強めてもらいたいのですが、この点で町の姿勢を伺っておきたいと思います。

町民課長（田中國明君） 実際に町民課でこのようなことをすることが初めてでしたので、どの程度の予算が必要かという段階で参考にさせていただいたものがたまたま50%であったということなので、そこについてはご理解いただければと思っております。

それで、今ほどの質問ですけれども、そのような形で積極的にPRもし、それぞれ医療機関等に国保でそういうことも始めるよというようなのも告知しながら取り

組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） インフルエンザの予防接種は、たしか10月1日からでないかと思うのだ。つまり、もう9月の中旬に入ろうとしているわけ。もちろん議決をしないうちに宣伝できないということはありますが、これは議決をしたら直ちに宣伝をしていく、一日も早くこのアピールをしていくということ。「きずな」でも、あるいはホームページでも、場合によっては区長からご苦労していただいて全戸配布とか、そういう形で大いにこれを広げていくことを求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） 実はもう医療機関等のほうに貼っていただくポスターといたしますか、そういったようなのも作成もしておるところでございまして、議決をいただいた後には、直ちにそのような形で取組を進めていきたいというふうに考えております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 最後に、これ償還払いだよ。これやっぱり使い勝手が悪いのだ。一旦3,500円払わなければならないわけでしょう。それで、領収書を町へ持ってきたらお金出しますと言っているよね。非常に使い勝手が悪い。これは、そこを改善する方法は一見面倒だけれども、住民の立場に立ってみれば、ちゃんと手続、書類上やればできるのではないかと私は思っているのですが、国保の段階では無理なのだという見解なのではないでしょうか、いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） 無理ではないというふうに考えております。ちなみに隣の加茂市が、今年からでしたか、そのような形で窓口で差額分だけを納めれば良いというふうな形になって……

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） 無料だったか。そのような形で今年から何かやっているというふうなお話も聞いております。ただ……加茂市はそれで、65歳以上全員が無料だからということでそういうふうな形で対応しているということなのですが、田上町としてはそれぞれの医療機関に手間をかけさせるような形になるわけです、その分です。田上町の人で、その分、では国保だからと1,500円というような場合になります。そうすると、医療機関には国保の方ばかりではなくて、社保とか様々な協会けんぽの方が行きますから、そうするとなかなかそこで医療機関のほうで手続が煩雑になってくるというような状況もあるようなのです。ですので、そこら辺につきましても、この制度をやっていく中で少しまた改善ができるかどうかという部分を検討させていただくというようなことで、お願いできればなというふうなことで今考

えているところであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 実際に償還払いというのは使い勝手が悪いし、住民の側からすれば、行ったらお金要らないとか、あるいは行ったら1,500円の補助ですから、今3,500円なら2,000円を負担すればいいだけだということになると、全然行き方が違うのだと思うのです。医療機関のほうが事務が煩雑だと言うけれども、確かにそういう側面あるのですが、率直に言えば、お客さんがいっぱい来れば医療機関もプラスになるわけです。こういった点で医療機関とも十分に協議していただきたい。できることであれば町長が、いや、そう言わないで全員対象にしようよと言って予算を組んでしまえば、医療機関はすごく楽だから、分かりましたとなるわけだけれども、国保だけだからという面は側面ありますけれども、でも必ず1か月に1回は保険証を提示するわけですから、この人が国保に加入しているかどうかすぐ分かるわけで、こうした点では医療事務がそんなに私は煩雑になるとは思えないのです。だから、ぜひ、今回初めてのことでありますので、改善の方向で医療機関とも協議を行ってほしいということを強く求めておきたいと思います。

町民課長（田中國明君） いましばらく時間をいただきたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 関連して質問したいと思うのですが、ワクチンの確保という部分で、先ほど高橋委員、町長からも議論がありましたけれども、実際医療機関のほうに話を伺ってみると、各医療機関で確保できるワクチンが相当限られてくると。そういった中で、ある医療機関は、自分たちはエッセンシャルワーカー、保育士であったりとか、介護士とか、そういったエッセンシャルワーカーの方々と、基本的には65歳以上、そして基礎疾患のある方というふうな方にワクチンを優先して予約をしていく、それ以外の一般の方、そこに当てはまらない方たちは、基本的には予約を受けれるようなワクチンの確保が非常に難しいので、そういったところの予約は今現在としては受けれないような状況もあるというようなことも耳にしたりするのですけれども、町内、あと加茂市も含めてですけれども、その各医療機関のワクチンの確保状況によって、制度はできても、実際ワクチンの接種が受けれないというような状況も正直今年は出てくるのではないかなというふうにも危惧するのですが、その辺りの実態というのをどのように捉えておられるか、分かっているのであれば説明いただきたいなと思うのですけれども。

町民課長（田中國明君） この内容につきましては、加茂市医師会のほうにも若干お話をさせていただいているところでありますし、私もこの制度をやる前段で星野先生のほうに確認してみました、今委員長が心配されるそのワクチンの関係で。そうす

ると、国保の被保険者でこれをやろうとすると、恐らく田上町で約900本ほどのワクチンが、国保の人だけで多めに見て必要になってくるだろうというようなことで、それで町内3医療機関でしょうか、今あるので、それぞれの医療機関で300本ずつ程度は新たにこれが必要になってくる可能性があるというお話でありました。それで私が聞いたのが今年の春先だったか夏前だったかだったと思うのですけれども、その際には、その程度であれば何とか対応は可能であろうというふうなことでそのときはお聞きしております。一応医師会のほうにも話をさせていただいたときに、田上がそういうふうに取り組むということは非常にいいことだというふうなことで聞いていますし、そのときの話としてはワクチンの確保の部分までは話が及ばなかったのか聞いておりませんが、当面もし国保でこれやろうとしたときに、一医療機関で増えるとすれば300本程度増えてくるかなというふうなことでは聞いておりました、その300本増えることに対しては、何とか対応できる範囲だろうというふうなことで伺っておるところであります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 実態として、私この1か月の間に医療機関のほうへ聞き取りをさせていただきました。実際にもう10月から接種がスタートするわけで、予約はとにかく多く来ていると。ただ、その実態として自分たちの医療機関で持てるワクチン数どれくらい確保できるか、まだ大きな見通しはつかないという部分もあるので、現役世代の方といいたいまいしょうか、重症化率の低い世代、対象者に関しては少し予約を待っていただいているような状態だというふうなことも聞いております。いま一度事業実施の前に、希望した人が本当にワクチン接種が可能なのか、人口の6割のワクチンは確保するというようなことも言うておりますけれども、今のこういった新型コロナウイルスの状況で、市町村によっては全体の接種の助成をしている自治体もありますので、ワクチンが非常に、ワクチン需要が高まっている状況ですから、いま一度、この事業を進めることはいいのですけれども、実際に事業を実施して、接種を希望する人がきちんと受けれる状況があるのかということ、改めて医療機関のほうともよく連携して状況を確認していただけるとありがたいなと思います。

町民課長（田中國明君） その辺のところをまた調査したいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今思い出したのですが、例規集を見ると、対象の医院、病院が限定されていますよね。分かりますか。この対象になる病院は、加茂の医院は覚えていないのだけれども、加茂病院、田上町の須田医院とか田上町にある医院、そこの範囲内だけなのです。これ確認できますか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今恐らく高橋委員おっしゃられるのは、既存の65歳以上の……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 既存のやつ。既存の65歳以上のインフルエンザに対する対象医院が決められている。国保も同じことになると……

社会文教常任委員長（今井幸代君） そこが準拠するのかどうかということも含めて、町民課と保健福祉課でご答弁いただけますか。

町民課長（田中國明君） 国保のほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今は償還払いという形でやっていますから、どこでも一応対象にはなるという形で考えております。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 医療機関が限られているというか、対象医療機関があるというのが高齢者のインフルエンザの予防接種ということで、高橋委員おっしゃるとおりに田上の3内科、あと加茂の医療機関、内科ということで、これは指定しているということでございます。

それで、先ほどインフルエンザの接種がどうこう、いろいろとお話出ておりますけれども、つい先日厚労省から通知が生まれて、10月1日からインフルエンザの予防接種が始まりますが、10月1日からは65歳以上の方、要は定期接種対象者、こういう方をまず優先的に接種をする。10月26日からは医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、生後6か月から小学校の2年生ということで、上記以外の方も接種できますということで国のほうから示されております。高齢者を優先的に接種せよということで出ております。広報につきましては、来週インフルエンザ、これにつきまして全戸配布ということでさせていただきたいと思っておりますので、補足となりましたけれども、よろしく願いをいたします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、国保の今提案されているのは償還払いなので医療機関は問わないよと、領収書さえ持ってきてくれれば後で口座に振り込みますよという捉え方でよろしいですね。分かりました。

それで、保健福祉課のほうの65歳以上の人たちのので医院が指定されているでしょう。具体的に言うと、田上町で下越病院のいわゆる社員と言われる世帯というのは、驚いたことに300世帯以上あるのです。そういうところが対象になっていなかったために、高齢者の方が全然その情報分からなかったという話を聞いていますので、もし可能であるなら範囲を広げることができるのかどうか。全部契約をやらなければ駄目だと思うのですが、そういう点も検討したらどうかなと思っていますので、そうし始めるともう、そうするとどんどん、どんどん対象病院が広がってしまうの

ですけれども、そういう点での検討は可能かどうかも含めて検討してもらいたいということを求めていると思います。今すぐ回答しなくていい。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 予防接種ということで、加茂、田上の医療機関ということで、加茂病院等も当然含まれてあります。ただ、これ以外でも、ここに出ている以外でも受けることができるということで、事前にお尋ねくださいということになっております。それ以外というのは償還払いになるかと思っておりますので、お尋ねくださいという形で入れてあるので、もし下越病院、かなりいらっしゃるということで、受けた方というのは事前にご連絡いただければ、その辺は対応させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） では、償還払いということなのですね。私決められた病院とか医院以外は対象外なのだと受け取ったのだけれども、そうではないのだね。それ以外も対象になるけれども、そこは償還払いで頼みますということだね。了解しました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第46号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第47号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書59ページをお願いいたします。令和2年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ1億4,177万3,000円といたすものであります。その内容といたしましては、令和元年度後期高齢者医療広域連合納付金におきまして不足が生じており、その精算のため、後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いする内容でございます。

それでは、議案書64ページをお願いしたいと思います。歳入でございますけれども、4款1項1目繰越金77万3,000円の増額をお願いするものであります。

それから、65ページのほうであります。歳出のほうの関係になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金の1目後期高齢者医療広域連合納付金の関係でございます。77万3,000円を補正させていただくということになります。

今回精算が必要になった理由としましては、令和元年度の本算定以降に加入しました被保険者の所得が確定したということで、見込みよりも若干多かったというようなことで、当初見込みよりも増額となったことに伴いまして、今回この10月で令和元年度の精算をかけるということで、今回補正をお願いするものでありますので、

よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。

ないようですので、議案第47号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定をいたしました。

最後に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定をいたしました。

これで町長提案の議案審査が終了いたしました。が、請願の審査が残っておりますので、一旦休憩した後に行います。

午前11時24分 休 憩

午前11時35分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願第1号を議題といたします。この件につきましては、高橋委員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いいたします。前に席を準備してございますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） それでは、高橋です。紹介議員として説明させていただきたいと思えます。

まず最初に、おわびしたいと思います。私は、昔議員させてもらっているときから、私のところにこういう請願が上がってきた場合、必ず各会派の代表の皆さんのところにお話しさせてもらって、紹介議員になっていただけるかどうかを確認をして提出をするというやり方を取ってきました。ところが、今回は、もう直前だったために、ほかの会派の皆さんのところに話さえできる時間がありませんでした。やむを得ず請願人の、だからといって請願人がおられますので、請願人の意思を尊重するという事で、私一人の紹介議員になったということをおわびさせていただきたいと思えます。その方にもお伝えしましたが、次回来るときはもっと早く来てくれと伝えておきました。腰を下ろして説明させていただきます。

「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願ということになります。既に皆さんのところに書類が行っておりますが、国の私立高校に対する就学支援金が年収590万円未満の世帯に対して支援が拡充されたということがこれまでとは違った状況です。その一方で、県の補助金が引き下げられるということが全国的に起こっています。御覧になっていただきたいのは、参考資料として今日配付されました私学助成資料集の7ページを見ていただきたいのですが、ここでは表12と表13のところで、県独自の学費助成予算を増額した県と制度拡充の内容ということと、県独自の学費助成予算を減額した県と制度拡充または切下げ内容についてという、この2つの表がございます。特徴的なのは表第13号ですが、山梨県、愛媛県、和歌

山県、栃木県が制度拡充なし、6番目の熊本県も制度拡充なしというところで、11番目に新潟県が補助金自体を48.7%引下げを行っておりますし、制度拡充なしというのが全国で6県が制度の拡充を一切しなかったと。その中で新潟県が入っているということが特徴的なのだということをここで訴えていました。請願事項にありますように、私学に対する支援をもっともっと高めてほしいというのが請願内容であります。これは、実は毎年当議会で請願がされてきたものであります。

以上です。説明を終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、高橋議員より説明が終わりました。

説明がありましたこの請願について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。ないですか。

それでは、ないようですので、請願第1号に対する質疑を終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択と決定をいたしました。

高橋議員、ありがとうございました。

それでは、意見書（案）について配付をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

（意見書配付）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、意見書ですが、提出先、新潟県知事宛と、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、国宛と、2種類用意をしてあります。1つずつ意見書案を読み上げまして、皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしく願います。

まずは、提出先、国宛ての内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長提出先の意見書となります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書（案）。今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を

果たしています。令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円の負担が残されます。5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫しています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられます。私立高校は建学の精神に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員増を図るため、経常経費に対する助成の一層の増額が求められます。政府並びに国会におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記。1、私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること、年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充を行ってください。2、私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。3、私立高校への経常経費に対する助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

続いて、新潟県知事に提出予定のものになります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書（案）。新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより

新潟県では、年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうした中、多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられました。しかし、新潟県においては独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%の減額となり、制度の拡充は行われませんでした。そのため、年収250万円未満世帯に対し入学金や施設設備費へ僅かな助成措置が行われているのみです。こうしたことから、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、大きな学費の格差があります。とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫しています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。私立高校の経常経費に対する助成は、経常経費2分の1以内に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状です。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国、県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出があるのに対し（2018年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。私立高校は建学の精神に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員の増員を図るためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなど、経常経費に対する助成の増額が求められます。新潟県におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し、私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記。1、学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。2、私立高校へ経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の内容についてはこちらでよろしいでしょうか。

6番（中野和美君） 県への請願のほうで、本文中の下から4行目のところなのですが、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなどというところがあります

が、この改めるということはどういうレベルからこの2分の1に改めるということなのか教えていただけますか。

(これあれじゃない、公立高校経常経費の2分の1程度に改めることによって、現在の私立高校の2分の1より補助額が高くなるんじゃないの声あり)

(何事か声あり)

6番(中野和美君) これは逆に今の公立高校の助成制度を引き下げるものであると問題だと思うので、引き上げるのほうで大丈夫でしょうか。

(引き上げる。もともとは私立高校の経常経費の部分の声をあり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 高橋議員、もしできたらマイク使ってご答弁いただけるとありがたいです。

13番(高橋秀昌君) 全部分かって言っているわけではないのだけれども、これは明らかに基準を引き上げてくれということなのだ。公立高校の経常経費2分の1になるように改めてくれということだから、結果としては補助額が増えるということだ。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 皆さんに配付してあります資料集12ページを開いていただきますと、この経常経費2分の1助成から公立高校経費2分の1助成ということで資料がありますので、参考にしていただきたいなというふうに思います。12ページです。高橋議員、こちらの内容でよろしいでしょうか。恐らくそういうことなのだろうと。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 要は私立高校の経常経費助成というのは、経常経費の助成の規定があるわけですがけれども、その算定基準を公立高校のこの公立高校経費、消費的支出、消費的な経費を助成額算定の基準として、その2分の1額を各校に助成せよということなのではないかなというふうに推察をしているのですけれども。

6番(中野和美君) 私この文章見ていると、黒い四角のところの2行目、公立高校全日制1人当たり約110万円ですよね。これを2分の1にすると55万円になってしまう。ということは、2分の1に改めるということは公立高校のほうが減ってしまいませんか。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 公立高校のこの消費経費を算定の基準にすれば、現在は1校当たり三十ウン万円……違う。私立高校、現在は経常経費助成は約55万

円だけれども、そこを公立高校の経常経費の2分の1助成、算定基準をこちらに合わせてくれということなのではないかなと思うのですけれども。

6番（中野和美君） 言葉のあやですね。そうすると、言葉のあやで間違っ受け取られる可能性があるんで、この本文中の下から4行目だと「公立高校経常経費2分の1助成制度に改める」となると、公立高校の2分の1にしろと言っているような感じになってしまうので、公立高校経常経費のようにという文字にしたほうがいいのではないのでしょうか。経常経費の同等のとか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） いや、そういうことではなくて、今既存の私立高校の経常経費の助成というのは、その算定基準、現在の既存の算定基準から公立高校経費の、要は助成額というのを算定基準にして、その2分の1を助成するような形に算定の基準を改めてほしいということが内容ではないかなというふうに思うのですけれども、高橋議員、紹介議員でもあられるので、補足をお願いしたいと思うのですが。

13番（高橋秀昌君） 私も詳しくないのだけれども、今委員長の言うとおりでないかな。

（内容はそれでいいと思うんですけどの声あり）

13番（高橋秀昌君） 引き下げてくれなんていう請願上げていないのだから、引き上げろということを行っているのであって。

社会文教常任委員長（今井幸代君） そういうふうなところから読み取ると、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直して、公立高校経常経費2分の1助成制度、要はここを算定基準にした助成制度に改めてほしいというふうな趣旨文は成立するのではないかなというふうに思うのですけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

6番（中野和美君） 公立高校経常経費のところに、もし「を」という字が入るつもりでこの文章を読んでしまうと、間違えてしまうので。

13番（高橋秀昌君） でも、記述の1と2を見れば、拡充してくれということを要求しているわけではないか。引き下げてくれなんて誰も要求していないわけだから、これは文章を見れば、要求自体が1と2の……

6番（中野和美君） それは、私立高校側から見た目線なのですからけれども、公立高校側からの目線で見ると勘違いされるような……

社会文教常任委員長（今井幸代君） 公立高校の経費の見直し等に関しては一切触れてはいるものではないというふうに思いますけれども。

6 番（中野和美君） それはそう思うのですけれども、言葉のあやで、あれってならな
いかなと思うのが……。

（ならないの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、すみません、平行線になってしまうよ
うな形になるので、委員の皆さんにお諮りしたいというふうに思います。

中野委員のほうから「現行の私立高校経常経費 2 分の 1 助成制度を見直し、公立
高校経常経費 2 分の 1 助成制度に改めるなど」という部分に関しての内容の変更を
したほうがいいのかというふうな意見がありますけれども、皆さん、原案
のままでいいとの意見もありますが、原案のままでいいという方は挙手をお願い
いたします。

（挙手多数）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、挙手多数になりますので、原案のまま
意見書とさせていただきますと思います。

続いては、それでは県のほうは原案のとおり、国に関しても原案のとおりこの意
見書を提出するというところでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議ありませんので、この意見書の内容で本会議
に提案をしたいというふうに思います。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
以上で閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前 11 時 56 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 15 日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代